

事務事業評価シート

事業番号 No. 51		事務事業名 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅家賃低廉化補助事業 ※家賃低廉化補助金		所管部課 住宅課						
基礎情報	事業開始時期【1】	令和5年度		実施形態【2】	☐ 直営 ☐ 委託 ☒ 補助 ☐ その他 ()					
	根拠法令等【3】	西東京市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅家賃低廉化補助金交付要綱								
	総合計画【4】	基本目標	5 安全で安心して暮らせるまち	基本施策	11 快適で魅力的な住みやすいまちで暮らすために	施策	11-1 住みやすい住環境の整備			
	個別計画【5】	計画	西東京市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画	施策等①	民間賃貸住宅への円滑な入居の促進	施策等②	居住安定確保のための取組			
事務事業の概要	事務事業の目的と目指す成果【6】	市から住宅の所有者に家賃低廉化補助金を交付することにより、住宅に困窮する低額所得者の方が低廉な家賃で住宅に入居できるようにする。								
	事務事業の内容・実施方法等／補助の概要【7】	【補助の概要】 ■支払い方法：確定払 ■補助額・率：月額4万円/戸(上限)で基本的に10年間 ■補助対象： 対象者 賃貸人 対象住宅 市内に所在する住宅確保要配慮者専用賃貸住宅(専用住宅) 入居世帯要件 高齢者、障害者又は子育て世帯で収入要件を満たす世帯 ※ 生活保護、中国残留邦人世帯を除く ■国・都補助の有無：あり(住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅補助事業) ■上乗せ横出し補助の有無：なし								
事業費データ	項 目	令和5年度(決算額)		令和6年度(決算額)		令和7年度(決算見込額)		令和8年度(予算額)		単位
	事業費計【8】	0		610		5,760		10,200		千円
	財 国庫支出金・都支出金	0		457		4,320		7,650		
	財 源 内 其他()									
	財 源 内 一般財源	0		153		1,440		2,550		
	人件費計【9】	1,274		1,413		1,413		1,413		
	内 正規職員	0.19 人	1,274 千円	0.19 人	1,413 千円	0.19 人	1,413 千円	0.19 人	1,413 千円	
財 源 内 会計年度任用職員	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円		
総コスト	1,274		2,023		7,173		11,613			
活動実績	項 目	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度		単位
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	見込値	
	①新規交付実績戸数	6	0	8	3	15	13	5	5	戸
【10】	②									
成果指標	項 目	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度		単位
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	見込値	
	家賃低廉化を受けている専用住宅戸数	6	0	8	3	18	16	21	-	戸
	①【成果指標の説明】	実績値は、当該年度末までに新規で交付することになった専用住宅及び前年度から継続して交付している専用住宅の総数となる。協定先(UR及びJKK)の協力や、セミナー等による普及啓発により対象戸数の拡充を図っていく。								
	【11】									
事業環境等	事業実施においての課題点と改善に向けての取組【12】	交付申請手続が専用住宅登録後となることから、空室期間が延びてしまうことになり、特にサブリース物件への影響が大きい。この空室期間を短縮するために、申請希望者は事前に相談するようHP等で周知している。								
	他団体の実施状況【13】	都内26市中、2市で同事業を実施している。補助率等は同程度であるが予算規模は当市の3倍程度となる。								
	代替・類似サービスの有無【14】	☐ 有								
		☒ 無								

【検証項目】

検証項目 【15】			一次評価	二次評価	本部評価	
	必要性	事業の実施が国・都の法令等で定められている	非該当	非該当		
		市が主体となって実施しない場合、市域内における当該サービスの提供が不十分になる恐れがある	該当	該当		
		現下の社会経済情勢に見合った事業である	該当	該当		
	有効性	成果指標の達成状況はどうか	2	2	0	/9
		上位施策等の目的の達成に向けて事業の対象は適切か	3	3		
		上位施策等の目的の達成に向けて事業の内容・実施方法は適切か	3	1		
	効率性・経済性	業務プロセスに改善の余地はないか	2	2	0	/9
		投入したコストが活動実績に見合っているか	3	3		
		国・都の補助金や受益者負担など、一般財源以外の財源確保がされているか	3	3		

【一次評価・二次評価】

一次評価 【16】	必要性	低所得者の住宅確保に寄与している。また、市営住宅の廃止に伴う代替制度としても必要。	二次評価 【17】	必要性	対象の方が安心して暮らせる住まいを確保するため、制度として必要である。また、対象となる人数は一定数増えており、需要は伸びる見込みであることから、住宅確保に向けて必要であると考え。一方で、過年度実績が低調だったことや他市での実施がないことを踏まえて、本市が補助する必要性については改めて検証する必要がある。
	有効性	公営住宅以外の低廉な家賃の住宅を確保することに寄与している。総合計画においても「要配慮者の住まいの確保の支援」を基本目標の実現の取組内容として定めており、市営住宅の廃止、市民ニーズ等及び実績を踏まえると、事業の内容や実施方法は適切である。		有効性	都の方針に基づき、10年という生活再建に向けた期限を設定し、公営住宅への転居、施設入所等の検討など、受益者のライフサイクル上の変化が想定されることを踏まえ、一定程度妥当性があると考え。一方で、他の住宅確保要配慮者向け補助事業と合わせて、より活用しやすい制度となるよう、検討する必要がある。
	効率性・経済性	市営住宅の維持管理に係るコスト、また使用料の滞納リスクを軽減できる。また、国補助1/2・都補助1/4が活用可能で、一般財源の軽減も実現している。		効率性・経済性	10年という期限設定は、公営住宅への転居検討、施設入所検討、子育て世帯であれば子が独立して賃料負担能力が変化するなど、受益者のライフサイクル上の変化が想定される区切りとしても妥当性があると考え。

【外部評価】

評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】	

【行革本部評価】

	コストの方向性	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
	総合評価	

改善の方向性と今後のスケジュール【19】	
----------------------	--